

# 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力実施計画【概要版】

## 【はじめに】

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境が変化している中、全国的に消防において出場体制や専門員の確保等には限界があることや財政運営面での厳しさが課題とされている。また、各市管轄人口の減少が予測され、財政面での制約がさらに厳しくなる状況に対応するため、様々なスケールメリットを活用して、消防体制の充実強化を図る必要がある。

このことから、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会を設置し、堺市と泉大津市との間においてははしご付消防自動車（40m級）の運用等の連携・協力により、消防体制の広域的な運用と行財政面での効果を実現するための協議を進め、両市の合意のもとに、このはしご付消防自動車連携・協力実施計画を策定した。

## 【消防本部の概要】

|                      | 堺市消防局   | 泉大津市消防本部 |
|----------------------|---------|----------|
| 面積（Km <sup>2</sup> ） | 173.05  | 13.67    |
| 市街化区域面積（ha）          | 12,581  | 1,431    |
| 人口（人）                | 940,532 | 74,431   |
| 世帯数（世帯）              | 413,357 | 32,497   |

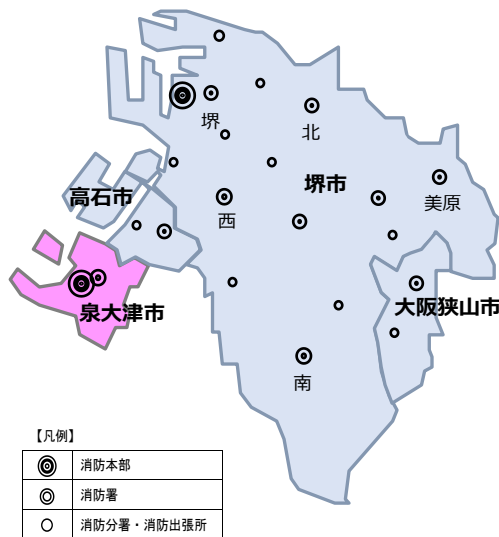
（令和3（2021）年度 大阪府市町村ハンドブック）

## 【中高層建物の状況】

|       | 堺市消防局   | 泉大津市消防本部 |
|-------|---------|----------|
| 中高層建物 | 2,168 棟 | 113 棟    |

※6階建以上又は5階建以下の建物で軒高15mを超える建物

## 【消防署所の位置】



## 【はしご付消防自動車（40m級）の過去2年間の出場件数】

| 災害種別     |          | 火災 | 救助 | 警戒 | その他 | 応援 | 計  |
|----------|----------|----|----|----|-----|----|----|
| 消防本部     | 堺市消防局    |    |    |    |     |    |    |
|          | 泉大津市消防本部 |    |    |    |     |    |    |
| 堺市消防局    | R3（2021） | 10 | 16 | 8  | 2   | 1  | 37 |
|          | R2（2020） | 10 | 9  | 9  | 1   | 2  | 31 |
| 泉大津市消防本部 | R3（2021） | 0  | 0  | 0  | 0   | -  | 0  |
|          | R2（2020） | 0  | 0  | 0  | 0   | -  | 0  |

## 【はしご付消防自動車（40m級）の配置状況】

| 消防本部     | 消防署   | 所在地             |
|----------|-------|-----------------|
| 堺市消防局    | 堺消防署  | 堺市堺区市之町西1丁1番27号 |
|          | 西消防署  | 堺市西区鶴田町29番18号   |
|          | 南消防署  | 堺市南区原山台1丁14番1号  |
|          | 北消防署  | 堺市北区新金岡町4丁1番2号  |
|          | 美原消防署 | 堺市美原区黒山6番地1     |
| 泉大津市消防本部 | -     | -               |

## 【連携・協力を行う消防事務内容】

### 1 はしご付消防自動車（40m級）

堺市と泉大津市における消防事務のうち、はしご付消防自動車（40m級）を共同で運用する。

### 2 出場体制

泉大津市からの要請に基づき、堺市のはしご付消防自動車（40m級）及びはしご支援隊として消防ポンプ自動車各1台が市域を越えて出場し対応する。

## 【連携・協力実施による効果】

- 堺市：整備費用及び維持管理費用の低減、消防戦術の共有等により受援時における体制強化が図れる。
- 泉大津市：整備費用及び維持管理費用の低減、現場活動要員の増強に伴う消防力の強化及び消防戦術の共有等により受援時における体制強化が図れる。

## 【主な協議事項と結果】

| 項目       | 協議結果   |
|----------|--|
| 連携協力の方式  | 地方自治法第252条の2の規定に基づく連携協約の方式とする。   |
| 運用開始時期   | 令和6（2024）年4月1日からとする。   |
| 車両等の整備計画 | 両市により新たに共同で整備するのではなく、堺市が既に保有する車両を共同で運用する。連携・協力実施後に更新する車両は両市で整備する。  |
| 人員の配置    | 連携・協力に必要な必要人員は、堺市の消防職員から配置する。  |
| 経費負担方法   | 連携・協力に必要な初期的経費は泉大津市が負担する。<br>連携・協力実施後、泉大津市が堺市に支払う負担金は、はしご付消防自動車（40m級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）各1台の運用に係る経費を各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。 |